

高知県・土佐清水市地域還流太陽光発電事業基本協定

高知県（以下「甲」という。）と土佐清水市（以下「乙」という。）とは、高知県・土佐清水市地域還流太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、地域資源を活用し、そこから得られる利益を地域に還流させるための太陽光発電事業（以下「発電事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、この協定に定められた事項について、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

（事業の実施）

第3条 甲及び乙は、協力して発電事業を実施するものとする。

2 乙は、発電事業の実施に当たり、太陽光発電設備を設置するための用地として次の表に定める土地（以下「土地」という。）のうち、事業に必要な面積を提供するものとする。

| 所在地及び地番 | 地目 |
|-------------|-----|
| 足摺岬1497番地11 | 山林 |
| 下益野1617番地1 | 雑種地 |

3 前項に規定する土地の使用料は、土佐清水市公有財産管理規則の定めるところによる。

（パートナー事業者の選定）

第4条 甲は、前条第2項に規定する土地において、発電事業を共同で行うパートナー事業者の公募を行うものとする。

2 公募の内容及び選定方法について、甲乙の協議により定めるものとする。

（発電事業会社）

第5条 発電事業は、甲、乙及び前条の規定による公募により選定したパートナー事業者との共同出資により設立した発電事業会社（以下「発電事業会社」という。）が実施するものとする。

（出資額）

第6条 甲及び乙の出資額は同額とし、出資に係る円滑な事務処理に努めるものとする。

(事業期間)

第7条 事業期間は、発電事業会社が太陽光発電設備を設置し、電気事業者への売電を開始した日から起算して20年間とする。

(土地賃貸借契約)

第8条 乙と発電事業会社は、土地の賃貸借契約を締結するものとする。

(事前調査等)

第9条 乙は、発電事業の遂行に当たり、現地調査等のため賃貸借契約前に土地を使用する必要がある場合は、その使用について協力しなければならない。

2 前項の規定により土地を使用する場合における当該土地の使用料は、免除するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年10月22日

甲 高知県
代表者 高知県知事 尾崎 正直

乙 土佐清水市
代表者 土佐清水市長 泥谷 光信